

原小学校区における施設教室数不足の対応案について

I 概要

現在、市教育委員会では、業者委託による「印西市立小・中学校（木刈、原山、西の原及び滝野中学校区）児童生徒数等推計」を行っており、令和4年7月に推計結果（速報値）の中間報告があった。

その結果については、速報値のため、今後、多少数値が変わる場合があるが、原小学校の推計結果（速報値）について、令和4年度第2回印西市学校適正配置審議会における資料4の「印西市立小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状と推移（令和4年5月1日現在）」と比べ、児童数が大幅に増加する結果となっており、早急に施設教室数不足の対応案を検討する必要が生じたため、原小学校区における施設教室数不足の対応案について、事務局により検討したところである。

II 原小学校区の状況

1 今後の開発戸数の見込み

		R5	R6	R7	R8	R9	合計
西の原中学校	原小学校	150	120	120	120	120	630
	西の原小学校	103	100	100	100	100	503

※R元～R3の過去3年間の草深（原）地区における開発戸数の平均が約175戸（最大でR2に266戸が開発）であることを考慮し、草深（原）地区の未利用地が5年間で全て開発されると想定。

2 推計結果（速報値）

※推計結果は速報値のため、今後、多少数値が変わる場合がある。

<原小学校> 保有普通教室数：46教室（42教室＋4教室（小スペース））【R5～】

	R4 (現況)	R5	R6	R7	R8	R9	R10 (レ-)	R11	R12	R13	R14
児童数	1,117	1,275	1,401	1,532	1,674	1,752	1,813	1,734	1,614	1,463	1,302
通常学級数	32	39	42	46	51	53	55	53	49	45	39
特別支援 学級数	5	5	6	6	7	7	7	7	7	6	6
学級数合計	37	44	48	52	58	60	62	60	56	51	45
過不足 普通教室数		2	△2	△6	△12	△14	△16	△14	△10	△5	1

<西の原中学校> 保有普通教室数：26教室

	R4 (現況)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14 (ピーク)
生徒数	628	830	890	964	1,010	1,128	1,217	1,343	1,431	1,541	1,581
通常学級数	18	23	25	28	29	31	34	38	40	43	45
特別支援 学級数	2	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5
学級数合計	20	26	28	31	33	35	38	42	44	48	50
過不足 普通教室数		0	△2	△5	△7	△9	△12	△16	△18	△22	△24

### 3 施設教室数の状況

原小学校区における児童数増加により、原小学校の施設教室数がピーク時に16教室程度不足することが見込まれる。

また、西の原中学校についても、原小学校区及び西の原小学校区における児童数増加の影響により、将来、生徒数の増加が見込まれており、施設教室数がピーク時に24教室程度不足することが見込まれる。

## Ⅲ 原小学校区における施設教室数不足の対応案

### 1 事務局により検討した対応案（全6案）

- ・案1 原小学校敷地内への増築
- ・案2 西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）
- ・案3 （旧）草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設
- ・案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置（高花小学校敷地内への増築）
- ・案5 原小学校区内への小学校の新設
- ・案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）

### 2 対応案の検証

#### 案1 原小学校敷地内への増築

##### （1）概要

原小学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

##### （2）検証項目

##### ① 学校運営面

原小学校に増築できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約4,500㎡になり、小学校設置基準の運動場の面積基準を満たさなくなる。

<参考>

◎小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（中略）

別表（第8条関係）

□ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
1人以上240人以下	2400
241人以上720人以下	2400+10×（児童数-240）
721人以上	7200

② 通学面

通学区域の変更を行わないため、通学路は変わらない。

③ 学校と地域の関係

通学区域の変更を行わないため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。

④ 経費

- ・原小学校の増築工事費用（概算）：約15億円
- ・西の原中学校の増築工事費用（概算）：約15億円
- ・合計：約30億円

⑤ スケジュール

- ・令和5年度：設計
- ・令和6年度：増築工事
- ・令和7年4月1日：供用開始

案2 西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）

（1）概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、原小学校区の一部の地域を西の原小学校区へ通学区域を変更し、その児童数を受け入れることができる施設教室数を確保するため、西の原小学校の敷地内に22教室程度の校舎を増築する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

（2）検証項目

① 学校運営面

- ・原小学校区から約500名の児童が通学区域の変更の対象となる。

- ・西の原小学校に増築できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約5,000㎡になり、小学校設置基準の運動場の面積基準を満たさなくなる。

② 通学面

歩道や信号機は既に整備されているが、原小学校に通学するより、通学距離が長くなってしまいう児童が発生する。

※原小学校から西の原小学校までの距離：約1km

③ 学校と地域の関係

原小学校と西の原小学校は中学校区が同じであるため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。

④ 経費

- ・西の原小学校の増築工事費用（概算）：約15億円
- ・西の原中学校の増築工事費用（概算）：約15億円
- ・合計：約30億円

⑤ スケジュール

- ・令和5年度：設計
- ・令和6年度：増築工事
- ・令和7年4月1日：供用開始

案3 (旧)草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設

(1) 概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、(旧)草深小学校用地に原小学校の児童の一部を受け入れる分校の校舎を建設する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

(2) 検証項目

校舎と屋内運動場の整備が必要となることから、運動場の面積基準を満たさなくなる。

また、利用開始までに校舎等を整備するには、時間的余裕が無い。

案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置（高花小学校敷地内への増築）

(1) 概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、高花小学校の余裕教室の活用及び高花小学校の敷地内に10教室程度の校舎を増築し、原小学校の児童の一部を受け入れる分校を設置する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

## (2) 検証項目

### ① 学校運営面

- ・原小学校の一部の学年を分校に受け入れることによって、原小学校の施設教室数の不足を回避することができる。
- ・学年を分離することで、教育指導面や学校運営面の影響が懸念される。

### ② 通学面

- ・原小学校から高花小学校までの距離が片道約 2.5km あること、地元ではない地域に通学することなどから、スクールバス運行の検討が必要である。
- ・スクールバスを運行する場合、少なくともスクールバスを18台以上用意する必要があり、また、バスターミナルの整備も必要となる。  
また、この台数のスクールバスを運行する場合、登下校の時間帯の交通に大きく影響するおそれがある。

### ③ 学校と地域の関係

原小学校区の児童が他の地域に通学することになるため、地域と学校のつながりが希薄になるおそれがある。

### ④ 経費

- ・スクールバス（29人乗り）1台当たり：年間約510万円  
スクールバス年間費用（概算）：510万円×18台≒9,200万円  
スクールバス運行期間：約7年間  
スクールバス運行費用合計：9,200万円×7年間=6億4,400万円
- ・高花小学校の増築工事費用（概算）：約7億5,000万円
- ・西の原中学校の増築工事費用（概算）：約15億円
- ・合計：約28億9,400万円

### ⑤ スケジュール

#### <スクールバス>

- ・令和7年度：スクールバス運行開始

#### <増築工事>

- ・令和5年度：設計
- ・令和6年度：増築工事
- ・令和7年4月1日：供用開始

## 案5 原小学校区内への小学校の新設

### (1) 概要

原小学校区内に学校用地を取得し、小学校を新設する。

### (2) 検証項目

原小学校区内で、短期間に学校を建設できる用地を確保することはできない。

案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）

※千葉県における対応事例（平成26年4月、千葉市立新宿小学校の過大規模校化への対応として、千葉市立新宿中学校敷地内に千葉市立新宿小学校分教室（6年生が使用）を開設）を参考とした。（別添の「参考資料」参照。）

(1) 概要

西の原中学校敷地内に40教室程度の校舎を増築し、原小学校の教室数が不足する令和7年度から令和13年度までの間、原小学校の4・6年生（4・6年生の学級数（R11ピーク時）：19学級）の児童を受け入れるための分教室を設置する。

また、西の原中学校敷地内に校舎を増築することにより、小学校と中学校の双方の対応を図ることができる。

※分教室の対象学年について、中1ギャップの対応や本校・分教室における最高学年を考慮し、4・6年生とした。

<参考>原小学校の学年別通常学級数（推計値）

	R4 (現況)	R5	R6	R7	R8	R9	R10 (ピーク)	R11	R12	R13	R14
1年生	6	8	8	9	10	9	9	6	6	5	5
2年生	6	7	8	9	10	10	9	9	6	6	5
3年生	5	7	7	8	9	10	10	9	9	6	6
4年生	5	6	7	7	8	9	10	10	8	9	6
5年生	5	6	6	7	7	8	9	10	10	9	9
6年生	5	5	6	6	7	7	8	9	10	10	8
合計	32	39	42	46	51	53	55	53	49	45	39

(2) 検証項目

① 学校運営面

- 学年を分離することで、教育指導面や学校運営面の影響が懸念される。
- 増築する場所について、1期工事は既存校舎の脇に増築し、2期工事は体育の授業や部活動等の影響を少なくするため、プールを解体し、その場所に増築することで、運動場への影響を最小限にできると考えるが、プールを解体する必要があるため、中学生のプールの授業ができなくなる。  
 ※中学校学習指導要領（平成29年告示）（文部科学省）において、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」とされている。
- 増築校舎は、原小学校の施設教室数の不足が解消されるまでの一定期間、分教室として使用し、施設教室数の不足が解消された後は、西の原中学校の校舎として活用できる。
- 西の原中学校に通う4・6年生は、中学生との交流を生かした教育を工夫することができる。

② 通学面

進学先の西の原中学校に通学することになるため、整備等は不要と考える。

③ 学校と地域の関係

通学区域の変更をしないため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。

④ 経費

- 西の原中学校の増築工事費用（概算）

1期工事（20教室※プール解体工事を含む）：約 15 億円

2期工事（20教室※プール跡地に増築）：約 15 億円

合計：約 30 億円

⑤ スケジュール

<1期工事>

- 令和5年度：設計
- 令和6年度：増築工事
- 令和7年4月1日：供用開始

<2期工事>

- 令和7年度：設計
- 令和8年度：増築工事
- 令和9年4月1日：供用開始

《まとめ》

	学校運営面	通学面	学校と地域の関係	実現可能性
案1	× 運動場の面積基準	○	○	○
案2	× 運動場の面積基準	△ 通学距離	○	○
案3	× 運動場の面積基準、時間的な余裕			×
案4	△ 学年の分離	△ スクールバス	×	△
案5	× 学校用地の確保			×
案6	△ 学年の分離、プール	○	○	◎

前記の対応案の中で、実現可能な対応案は、「案1 原小学校敷地内への増築」、「案2 西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）」、「案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置（高花小学校敷地内への増築）」、「案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）」が考えられますが、学校運営面、通学面、学校と地域の関係を考慮すると、より実現可能な対応案は、「案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）」と考えています。